

写

別紙様式第2号（第3関係）

平成30年1月15日

奈良市議会議長 北 良 晃 様

回答者 奈良市長 仲川元庸

文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく植村佳史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	危機管理行政における奈良市国民保護計画について
	<p>北朝鮮によるミサイルの発射が相次ぎ、我が国の安全保障環境が深刻化していることから、国民保護への関心が高まっている。かつてない急速な脅威の高まりに、市民の関心は高いものの、その認識については、いまだ十分でないというのが実態ではないかと感じている。</p> <p>そこで、そのことに関して以下のとおり質問する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 弾道ミサイルやテロによる攻撃が奈良市の近傍で生起した場合、市町村のみでは対応が困難かと思われる。現在の国民保護制度における国と地方公共団体の役割の概要について。2 この制度の課題について、どのように捉えているのか。3 日本海沿岸に北朝鮮からと見られる木造船が相次いで漂着し、テロの懸念も示されている。今後、訓練などによって制度に対し一定の検証を行っていく必要があると考えるが、訓練面では実際にこの制度をどのように生かすのか。4 核や化学・生物兵器攻撃の場合は汚染物質の撤去・除去、被災者の救難及び救助が必要になる。具体的に浄水場が汚染された場



	合や、電気通信など市民生活に直結するものがダウンした場合は誰がどう対応するのか。
回答内容	<p>1 国民保護の制度の根幹となる法律である、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」によりますと、国と地方公共団体は、いずれも住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃による災害への対処、国民生活の安定及び武力攻撃による災害の復旧に関する措置を実施することとされています。</p> <p>その中の役割としては、例えば、武力攻撃による災害への対処に関する措置をとれば、国は、武力攻撃による災害への対処に係る指示や生活関連等施設の安全確保などをを行い、都道府県は、武力攻撃による災害の防除及び軽減などの措置、市町村は、退避の指示、警戒区域の設定、消防などを行うというように、国は全般に関わる事項、都道府県、市町村になるに従い、より個別具体的で地域の特性等に依存する事項を行う役割となっています。</p> <p>また、核、生物剤、化学剤などによる攻撃に係る災害に対しては、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染の原因となる物の撤去、汚染の除去等や、被災者の救難及び救助に関する措置等を講じさせることとなっています。</p> <p>2 本制度は、地下鉄サリン事件や北朝鮮による弾道ミサイル発射等、我が国の安全保障環境に関する考えを大きく変えるきっかけとなった事件を踏まえ制定されたと理解していますが、制定以後、本制度の実効性が十分に検証されていないことが課題であると捉えております。</p> <p>3 本制度は、その訓練について、災害対策基本法に基づく防災訓練との有機的連携が図られるよう配慮を求めています。訓練は、国民保護特有の事項もありますが、避難誘導や消火、救助など、防災訓練と共通するところもありますので、その中で市民の協力が得やすい形で実施していきたいと考えます。</p>

4 そのような事案がどのような状況下で発生したかによって、大きく変わりますが、いずれにしましても、国や県、また事態の対処に資する能力を保有する関係機関と連携しながら対処することになると考えます。

(担当部局：総合政策部危機管理課)

受理日 30年1月15日